

1 0 年 保 存
秘
固 ・ 無制限
平成 22 年 10 月 20 日から 平成 32 年 10 月 19 日まで

基 発 1020 第 2 号
平成 22 年 10 月 20 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」の
一部改正について

標記については、昭和 49 年 3 月 6 日付け基発第 105 号「企業における自主的安全衛生管理活動促進のための監督指導について」により指示しているところであるが、今後の監督業務の的確な運営に資するため、別表左欄を右欄のとおり改正するので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

現 行	改 正 後
<u>部内限</u> 基 発 第 105 号 昭和49年3月6日 都道府県労働基準局長 殿 労働省労働基準局長 企業における自主的安全衛生管理活動促進の ための監督指導について 安全衛生対策の基本は、技術の進歩、生産態様の変化などに対応して、各企業において自主的な安全衛生管理活動が推進されることにある。 <u>したがって、災害防止に関する監督指導も単に個別の法違反を指摘し、その是正を促すことにとどまらず、経営首脳者に対し、安全衛生管理を総括する責任があることを十分自覚せしめるとともに、監督指導の結果、是正を指示した問題点を経営首脳者自らが解決すべきものとして取り上げさせ、的確な安全衛生管理活動の自主的な促進を迫ることに主眼を置くこととし、下記の事項に留意の上実効ある監督指導を推進されたい。</u> なお、昭和46年2月19日付け基発第123号通達及び昭和47年9月16日付け基発第586号通達中前記通達にかかる部分は、本通達をもって廃止する。	<u>秘</u> 基 発 第 105 号 昭和49年3月6日 改正 基発1020第2号 平成22年10月20日 都道府県労働局長 殿 <u>厚生</u>労働省労働基準局長 企業における自主的安全衛生管理活動促進の ための監督指導について 安全衛生対策の基本は、技術の進歩、生産態様の変化などに対応して、各企業において自主的な安全衛生管理活動が推進されることにある。 <u>安全衛生管理活動の中心となるのは総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）で安全衛生管理の職責を課せられている者（以下「総括安全衛生管理者等」という。）であり、災害発生率が高い事業場は、総括安全衛生管理者等による率先した安全衛生管理活動の実施が不十分であることや、安衛法第28条の2第1項に定める危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置（以下「危険性又は有害性等の調査等」という。）の実施が低調である傾向にある。</u> <u>このため、安全衛生管理活動促進のための監督指導の実施に当たっては、法定基準の履行確保を図ることを中心とする監督指導が果たすべき役割を改めて認識した上で、個別の法違反等を指摘し、その是正を促す中で、それらの問題点が生ずる原因に迫ることにより、経営首脳者に対し、安全衛生管理を総括する責任があることを十分自覚せしめ、監督指導の結果、是正を指示した問題点を経営首脳者自らが解決すべきものとして取り上げさせるとともに、危険性又は有害性等の調査等の実施などにより、総括安全衛生管理者等がその職務を的確に実施し、自主的な安全衛生管理活動を促進させることに主眼を置き、下記の事項に留意の上実効ある監督指導を推進されたい。</u> なお、昭和46年2月19日付け基発第123号通達及び昭和47年9月16日付け基発第586号通達中前記通達にかかる部分は、本通達をもって廃止する。

1 安全衛生管理活動に関する監督指導について

災害や法違反の発生又はその繰り返しがなされるのは、企業における安全衛生管理体制のあり方やその活動における何らかの欠陥に起因するものであるということが指摘できる。したがって、安全衛生管理活動に関する監督指導に当たっては安全衛生管理体制とその活動に係る法違反の是正はもとより、現場でとらえた法違反や現に発生している災害の原因等から当該企業における安全衛生管理体制上の欠陥を見出し、その是正ないし改善を迫ることを特に留意の上、次により実効ある監督指導を実施するものとする。

(1) 監督指導の重点事項

監督指導に当たっては、各局が業種、業態の危険、有害性に応じて定めている重点事項のほか、企業における安全衛生管理体制とその活動状況を必ず重点事項とすることとし、対象事業場の業種、規模に応じて

イ ①総括安全衛生管理者 ②安全管理者 ③衛生管理者 ④産業医 ⑤統括安全衛生責任者 ⑥安全衛生責任者 ⑦作業主任者（以下①～⑦を「総括安全衛生管理者等」という。）の選任と職務の遂行

ロ 安全衛生委員会等の設置と運営

ハ 設備、環境の点検整備

ニ 安全衛生教育の実施

ホ 健康診断の実施

について監督指導を実施するものとする。

(2) 重点事項にかかる留意点

監督指導の重点事項について次に留意すること。

イ 総括安全衛生管理者等の選任と職務の遂行関係

① 総括安全衛生管理者等の選任義務があるにもかかわらず未選任である事業場に対しては、その選任を勧告し活動の展開を促すこと。

② 総括安全衛生管理者等（産業医及び安全衛生責任者を除く。）の資格について点検することはもとよりであるが、総括安全衛生管理者又は統括安全衛生責任者に関しては法第10条第2項又は第15条第2項において規定する資格を有しない者を選任している場合には、それぞれ法定の総括安全衛生管理者又は統括安全衛生責任者を選任したものとは認められないので、前各条第1項違反として措置すること。

③ 安全管理者又は衛生管理者について、選任していても活動に必要な権限（安全管理者一法第11条第1項、安規第6条第2項、衛生管理者一法第12条第1項、安規第11条第2項）が与えられていないため、実効ある活動が確保されないものに対しては、その是正又は改善を強く促すこと。

1 安全衛生管理活動促進のための監督指導について

災害や法違反の発生又はその繰り返しがなされるのは、企業における安全衛生管理体制のあり方やその活動における何らかの欠陥に起因するものであるということが指摘できる。したがって、安全衛生管理活動促進のための監督指導に当たっては安全衛生管理体制とその活動に係る法違反の是正はもとより、現場でとらえた法違反や現に発生している災害の原因等から当該企業における安全衛生管理活動上の欠陥を見出し、その是正又は改善を迫ることに特に留意の上、次により実効ある監督指導を実施するものとする。

(1) 監督指導の重点事項

監督指導に当たっては、各局が業種、業態の危険、有害性に応じて定めている重点事項のほか、企業における安全衛生管理体制とその活動状況を必ず重点事項とすることとし、対象事業場の業種、規模に応じて、次の事項について監督指導を実施するものとする。

ア ①総括安全衛生管理者、②安全管理者、③衛生管理者、④安全衛生推進者及び衛生推進者、⑤産業医、⑥統括安全衛生責任者、⑦安全衛生責任者、⑧作業主任者の選任と職務の遂行

イ 安全衛生委員会等の設置と運営

ウ 設備、環境の点検整備

エ 安全衛生教育の実施

オ 健康診断の実施

カ 作業環境測定の実施

(2) 重点事項に係る留意点

監督指導の重点事項について次に留意すること。

ア 総括安全衛生管理者等の選任と職務の遂行関係

(7) 総括安全衛生管理者等の選任義務があるにもかかわらず未選任である事業場に対しては、その選任を勧告し活動の展開を促すこと。

(1) 総括安全衛生管理者等（安全衛生責任者を除く。）の資格について点検することはもとよりであるが、総括安全衛生管理者又は統括安全衛生責任者に関しては、安衛法第10条第2項又は第15条第2項において規定する資格を有しない者を選任している場合には、それぞれ法定の総括安全衛生管理者又は統括安全衛生責任者を選任したものとは認められないので、前各条第1項違反として措置すること。

(ウ) 安全管理者、衛生管理者又は産業医について、選任していても活動に必要な権限（安全管理者：労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第6条第2項、衛生管理者：安衛則第11条第2項、産業医：安衛則第15条第2項）が与えられていないため、実効ある活動が確保されないものに対しては、その是正又は改善を強く促すこと。

④ また、労働安全衛生規則において安全管理者又は衛生管理者として行うべき事項について、安規第6条第1項及び第11条第1項においてそれぞれ定められているところであるが、その職務を怠っている場合には、事業者は法令で定める事項を管理させているとは認められない場合が多いので、法第11条第1項又は第12条第1項違反として措置することにも留意すること。

⑤ なお、監督指導に際し、安全衛生管理活動の実態と問題点を把握する方法の一つとして、別紙(1)「安全管理者・衛生管理者の活動状況等チェックリスト」を活用することも有効である。この場合、監督指導対象の業種、規模等に応じて項目等の追加又は削除を行うよう特に配慮するとともに、活動状況等については形式的な点検にとどまることなく、現場の実態のなかからその活動が適正になされているか否かを掘り下げて検討するよう努めること。

また、統括安全衛生責任者又は作業主任者についてもこれに準じてチェックリストの活用を考慮すること。

ロ 安全衛生委員会等の設置と運営関係

① 安全衛生委員会等の設置義務があるにもかかわらず未設置である事業場に対しては、その設置を勧告し、活動の展開を促すこと。

なお、形式的には設置していても法第17条第1項又は第18条第1項各号に定める事項について全く調査審議させていない等実態からみて当該委員会が存在しないものと判断される場合には、前各条第1項違反として措置すること。

② 設置していても実効ある活動がなされていない場合、例えば調査審議が十分行われていない原因が委員会の開催回数の少ないこと、あるいは委員会に関する規定の不備などによる場合には、安規第23条第1項に規定する開催回数を目安に、また、委員会に関する規定についての改善を指導すること。

③ なお、委員会の設置とその運営の基盤は、労使の協力が基本であることを常に念頭におき、労使に対しその事例、資料の提供など適切な援助を行うよう配慮すること。

ハ 設備、環境の点検整備関係

① 設備、環境の点検整備については法令で規定する点検整備（法第45条及び第20条～第24条に基づくもの並びに法第14条の作業主任者の職務に係るもの。）のほか安全管理者についての「安全装置、保護具その他危険防止のた

(エ) 安全管理者、衛生管理者又は産業医として行うべき事項について、安衛則第6条第1項、第11条第1項、第14条第1項及び第15条第1項においてそれぞれ定められているところであるが、その職務を怠っている場合には、事業者は法令で定める事項を管理させているとは認められない場合が多いので、安衛法第11条第1項、第12条第1項又は第13条第1項違反として措置することにも留意すること。

(カ) 監督指導に際し、安全衛生管理活動の実態と問題点を把握する方法の一つとして、別紙1「安全管理者・衛生管理者の活動状況等チェックリスト」を活用することも有効である。この場合、監督指導対象の業種、規模等に応じて項目等の追加又は削除を行うよう特に配慮するとともに、活動状況等については形式的な点検にとどまることなく、現場の実態の中からその活動が適正になされているか否かを掘り下げて検討するよう努めること。

また、安全衛生推進者、衛生推進者、統括安全衛生責任者又は作業主任者についてもこれに準じてチェックリストの活用を考慮すること。

イ 安全衛生委員会等の設置と運営関係

(ア) 安全衛生委員会等の設置義務があるにもかかわらず未設置である事業場に対しては、その設置を勧告し、活動の展開を促すこと。

なお、形式的には設置していても安衛法第17条第1項又は第18条第1項各号に定める事項について全く調査審議させていない等実態からみて当該委員会が存在しないものと判断される場合には、前各条第1項違反として措置すること。

おって、危険性又は有害性等の調査等、安衛則第21条第3号及び第22条第3号の安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善について、議事録等の確認等により、調査審議された状況が認められない場合には、調査審議することについて指導すること。

(イ) 安全衛生委員会等を設置していても実効ある活動がなされていない場合、例えば調査審議が十分行われていない原因が、委員会の開催回数の少ないこと、委員会に関する規程の不備などによる場合には、安衛則第23条第1項に規定する毎月1回以上の開催の励行、委員会の設置と運営に関する規程の整備を指導すること。

なお、委員会の議事概要の労働者への周知、委員会における議事で重要なものに係る記録の作成・保存についても確認し、必要な措置を行うこと。（安衛則第23条第3項及び第4項）

(ウ) 委員会の設置とその運営の基盤は、労使の協力が基本であることを常に念頭におき、労使に対しその事例、資料の提供など適切な援助を行うよう配慮すること。

ニ 設備、環境の点検整備関係

(ア) 設備、環境の点検整備については、安衛法第45条及び安衛法第20条乃至第24条に基づくもの並びに安衛法第14条に基づく作業主任者の職務に係るものがあるほか、安衛則第6条第2項に定める安全管理者が行う安全に関する措

①

②

(4) 安全管理者又は衛生管理者にかかる解任又は増員命令

安全管理者又は衛生管理者の解任又は増員命令は次により行うこととする。

(4) 安全管理者又は衛生管理者に係る解任又は増員命令

ア 安全管理者又は衛生管理者に係る解任又は増員の基準

安全管理者又は衛生管理者に係る解任又は増員命令の基準については、昭和25年3月15日付け基発第200号「労働基準法第53条第3項の適用について」において次のとおり定められているところである。

(ア) 安全管理者

a 安全管理者として主要な義務を怠り、かつ、次のいずれかに該当するに至った場合

(a) 災害度数率が同業種の平均値の2倍を超え、監督上の措置を受けた後6か月間災害発生の状態が改善されなかった場合

(b) 重大災害を起こした場合

(c) 安衛法並びにこれに基づく命令違反による致死災害を再度にわたり発生させた場合

b 病気その他の理由により2か月を超えて安全管理者が職務を遂行し得なくなった場合

(イ) 衛生管理者

a 衛生管理者としての主要な義務を怠り、かつ、事業場の衛生状態並びに労働者の健康状態が同種の事業場に比して著しく悪く、監督上の措置を受けた後6か月間その状態が改善されなかった場合

b 病気その他の理由により相当期間にわたり衛生管理者がその職務を遂行し得なくなった場合

イ 監督指導時の措置

(ア) 安全管理者

イ 別紙(3)の1～2様式により事業者に対し文書により行うこと。

a [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

b [REDACTED]
[REDACTED]

(イ) 衛生管理者

a [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

b [REDACTED]
[REDACTED]

ウ 解任又は増員命令に係る手続

(7) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

(イ) 別紙5又は別紙6により事業者に対し文書により行うこと。

- ロ 解任の場合にあつては、①解任すべき者と②その期日を特定すること。
- ハ 増員の場合にあつては、①増員すべき当該管理者の人員数と②その期日を特定すること。
- 三 上記ロ及びハによる期日の特定は当該事業場における安全衛生管理状況、事業者の意向等を総合的に考慮して定めることとする。
- ホ 増員命令は、当該事業場における法定数をこえる管理者の増員を命ずる場合において行われるものである。

また、解任を命じたことにより法定数を下回る場合には、法第11条第1項又は第12条第1項の規定により新たな者の選任を要することになる。

(5) 司法処分

[Redacted]

- (ウ) 解任の場合にあつては、①解任すべき者と②その期日を特定すること。
- (エ) 増員の場合にあつては、①増員すべき当該管理者の人員数と②その期日を特定すること。
- (オ) 前記(ウ)及び(エ)による期日の特定は当該事業場における安全衛生管理状況、事業者の意向等を総合的に考慮して定めることとする。
- (カ) 増員命令は、当該事業場における法定数をこえる管理者の増員を命ずる場合において行われるものである。

また、解任を命じたことにより法定数を下回る場合には、安衛法第11条第1項又は第12条第1項の規定により新たな者の選任を要することになる。

エ 重大災害又は死亡災害に対する災害調査を実施するに当たっては、前記アの(7)のaの(b)又は(c)の基準を念頭に置くこと。

(5) 司法処分

[Redacted]

2 災害が多発傾向にある事業場に対する監督指導について

- (1) [Redacted]

(2) 次のような場合には、一般的に労働災害の発生が同管理者の不適切な業務に起因すると考えられること。

- ア [Redacted]
- イ [Redacted]
- ウ [Redacted]

2 安全衛生基準に関する是正措置の改善について

法違反の繰り返しがあとをたたない現状は、企業における安全衛生管理体制が一

3 安全衛生基準に関する是正措置について

企業における安全衛生管理体制が一般的に不十分であることに起因する法違反が

一般的に不十分であることに起因するものであることにかんがみ、監督指導に当たっては、法違反ごとに、その原因を究明し、例えば、④設備関係の法違反については、これを未然に防止するため、点検及び改善を実際に行う者は誰であるのか、また、その状態を維持させるためにどのような点検整備体制をとっているのかなど、その管理体制の実態の把握に努め、⑤作業行動に係る法違反（例えば、安衛則第111条、第116条、第128条、第158条等のごとく、労働者の行動に関する事業者の義務条項違反をいい、労働者の義務違反は含まない。）については、企業において労働者に遵守させるべき安全衛生管理に関する規定が定められているか、定められた規定が労働者に教育され、周知されているか、また、それが実際に守られているかなど安全衛生に関する規律の確立状況の実態の把握に努め、把握した問題点に応じて次の措置をとることとする。

(1) 点検整備体制の確立に関する勧告

イ 設備関係に法違反がある場合は、個別の法違反の是正を勧告するとともに、法令によりその点検整備が義務づけられているもの（ただし、作業主任者の職務にかかる点検整備の対象とされている設備等については点検整備責任者が法令で定められているのでこれは除外する。）はもとよりそれ以外のものであっても同種違反の繰り返し防止のため、事項毎に点検責任者を指名することが効果的であると判断されるものについては、併せて次に掲げる文言を是正勧告書等の余白に記載し、その点検整備体制の確立を促進することとする。

「法条項欄に□印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するため点検責任者を事項毎に指名し確実に点検補修を行うよう措置して下さい。なお、当該措置を行った場合にはその旨を報告して下さい。」

ロ 点検整備体制の確立に関する勧告を行う設備関係事項については各局において定めるところによって特定することとする。

ハ 勧告に際しては、おおむね次の事項について改善報告せしめるよう指導すること。

- ① 点検箇所及び点検時期（頻度）
- ② 点検実施者の職氏名
- ③ 補修確認者の職氏名
- ④ 補修状況を含めた点検記録簿等の作成

三 勧告を行った事業場に対しては、その点検整備の実施状況について再監督、次回監督の機会に、あるいは自主点検表の活用等によりは握し、その実施の確保を図らせること。

なお、安全管理者又は衛生管理者の選任事業場については前記1の(2)のハに示すところに留意すること。

(2) 安全衛生管理に関する規定の作成と規律の確立に関する指導

作業行動に関する法違反がある場合は、その改善のために安全衛生に関する規律の確立が特に必要と認められるので、指導票により安全衛生管理に関する規定ないし作業標準の作成を指導し、併せてそれに関する規律の確立について指導すること。

繰り返される現状にかんがみ、監督指導に当たっては、法違反ごとに、その原因を究明し、例えば、①設備関係の法違反については、これを未然に防止するため、点検及び改善を実際に行う者は誰であるのか、また、その状態を維持させるためにどのような点検整備体制をとっているのかなど、その管理体制の実態の把握に努め、②作業行動に係る法違反（例えば、安衛則第111条、第116条、第128条、第158条等のごとく、労働者の行動に関する事業者の義務条項違反をいい、労働者の義務違反は含まない。）については、企業において労働者に遵守させるべき安全衛生管理に関する規程が定められているか、定められた規程が労働者に教育され、周知されているか、また、それが実際に守られているかなど安全衛生に関する規律の確立状況の実態の把握に努め、把握した問題点に応じて次の措置をとること。

(1) 点検整備体制の確立に関する勧告

ア 設備関係に法違反がある場合は、個別の法違反の是正を勧告するとともに、法令によりその点検整備が義務づけられているもの（ただし、作業主任者の職務に係る点検整備の対象とされている設備等については点検整備責任者が法令で定められているのでこれは除外する。）はもとよりそれ以外のものであっても同種違反の繰り返し防止のため、事項ごとに点検責任者を指名することが効果的であると判断されるものについては、是正勧告書の法条項等欄に□印を付し、確実に点検補修を行わせること。

イ 点検整備体制の確立に関する勧告を行う設備関係事項については各局において定めるところによって特定することとする。

ウ 勧告に際しては、おおむね次の事項について改善報告せしめるよう指導すること。

- ① 点検箇所及び点検時期（頻度）
- ② 点検実施者の職氏名
- ③ 補修確認者の職氏名
- ④ 補修状況を含めた点検記録簿等の作成

エ 勧告を行った事業場に対しては、その点検整備の実施状況について再監督、次回監督の機会に、あるいは自主点検表の活用等により把握し、その実施の確保を図らせること。

なお、安全管理者又は衛生管理者の選任事業場については前記1の(2)のウに示すところに留意すること。

(2) 安全衛生管理に関する規程の作成と規律の確立に関する指導

作業行動に関する法違反がある場合は、その改善のために安全衛生に関する規律の確立が特に必要と認められるので、指導票により安全衛生管理に関する規程又は作業標準の作成を指導し、併せて労働者への当該規程等の安全衛生教育による周知徹底について指導すること。

この場合、安全衛生管理に関する規定の作成指導を行うに当たっては、網羅的な安全衛生管理規定とならないよう、特に必要と認められる部門又は事項に限定して実効ある規定を作成させることに配慮すること。

なお、安全衛生に関する規定の作成に関する事項については、労働安全衛生法においては安全衛生委員会の付議事項とされているほか、例えば安全衛生教育の実施上の指針として有効であると考えられるので、必要に応じこの点についても指導すること。

この場合、安全衛生管理に関する規程の作成指導を行うに当たっては、網羅的な安全衛生管理規程とならないよう、特に必要と認められる部門又は事項に限定して実効ある規程を作成させることに配慮すること。

なお、安全衛生に関する規程の作成に関する事項については、安衛法においては安全衛生委員会の付議事項とされているほか、例えば安全衛生教育の実施上の指針として有効であると考えられるので、必要に応じこの点についても指導すること。

4 危険性又は有害性等の調査等の実施の促進について

労働安全衛生法施行令第3条により安全管理者の選任が義務付けられている業種の事業場に対する監督指導の際には、

危険性又は有害性等の調査等の実施状況を確認し、取組が行われていないと判断される場合には、必要に応じリーフレット等を活用し、労働災害を防止するためには自主的な労働災害防止に向けた取組が重要であることを説明し、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」を参考に、取組に努めるよう指導すること。

3 自主点検表の活用について

企業内における自主的安全衛生管理体制の確立を図るための監督指導の補完措置として、企業のあるべき安全衛生管理活動の方向を指導しその実施を促すため監督指導に際して次例のごとき自主点検表の活用により、自主点検の実施を要請することは効果的であると考えられる。

①

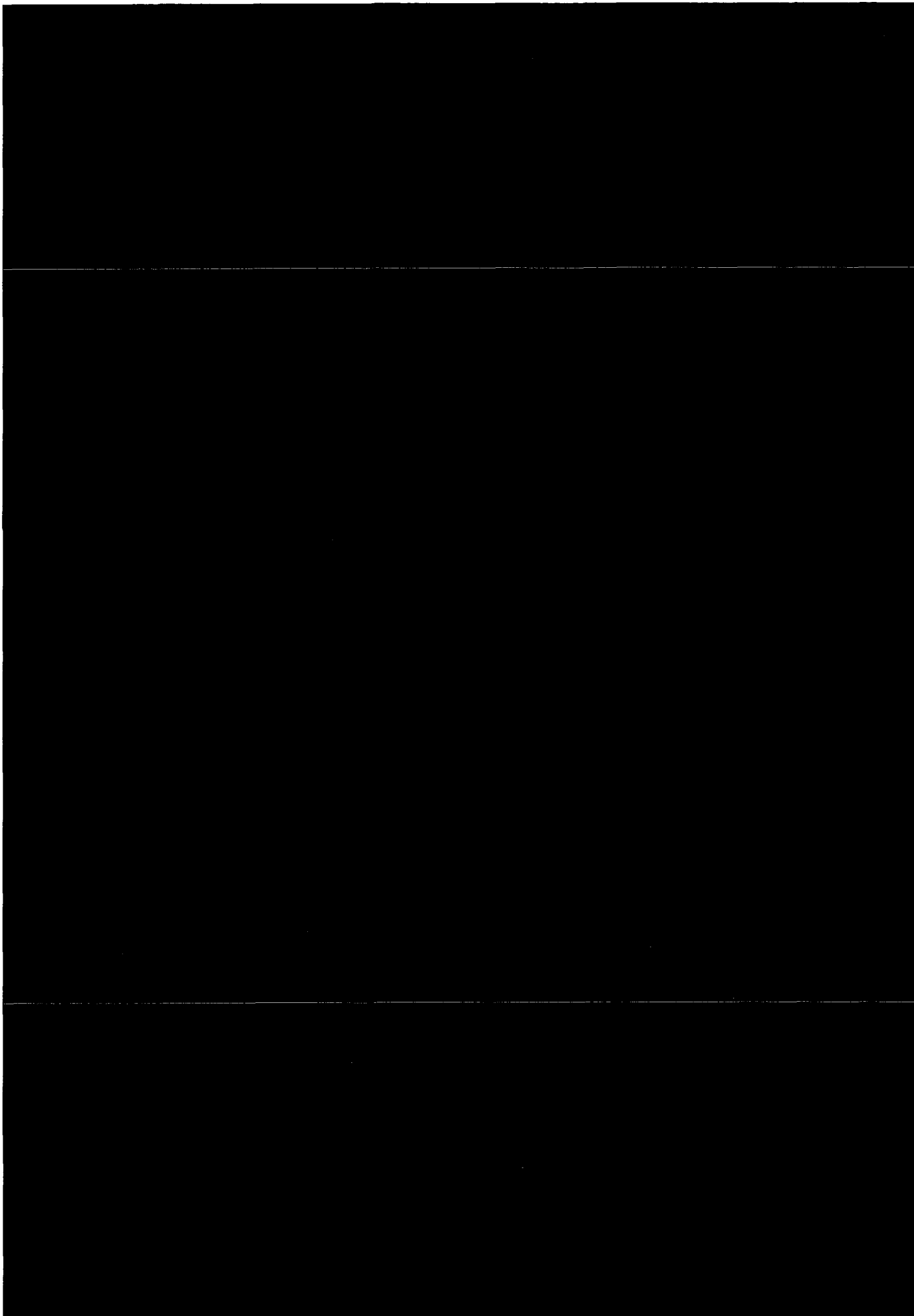
②

自主点検表の参考例としては、別紙(4)のごときものがあるが、この点検表は比較的規模の大きい事業場に適したものと考えられるので、更に業種、規模等に応じた点検表を作成し、使用することが望ましい。

なお、本自主点検については、昭和48年2月26日付け基発第86号「自主点検制度の運用について」をもって示したところによるものである。

安全管理者・衛生管理者の活動状況等チェックリスト

項目	確認事項	結果
安全管理者	安全衛生教育の実施状況	
	安全衛生教育の実施状況	
衛生管理者	労働衛生教育の実施状況	
	労働衛生教育の実施状況	



是 正 督 促 書

番 号
年 月 日

(総括安全衛生管理者) 殿

労働基準監督署長

貴事業場においては、下記の事項について労働災害の防止のための適正な措置が図られておりません。

については、総括安全衛生管理者として、これを是正の上、 年 月 日までに報告してください。

所定期日までに是正しない場合は、労働安全衛生法第 10 条第 3 項に基づき貴事業場の事業者に対して、〇〇労働局長から総括安全衛生管理者の業務の執行について勧告することがあります。

記

是 正 事 項	是 正 期 日

受 領 年 月 日	平成 年 月 日
受 領 者 職 氏 名	

番 号
年 月 日

(事 業 者) 殿

労働局長

〇〇株式会社〇〇工場における安全衛生管理について（勧告）

貴事業場においては、下記事項について労働災害の防止のための適正な措置が図られておらず、年 月 日付け〇〇「 」により、総括安全衛生管理者に対して是正督促書を交付したにもかかわらず、所定期日までに是正されなかったことは甚だ遺憾なことである。

下記事項について労働災害の防止のための適正な措置が図られていないことは、総括安全衛生管理者の職務の遂行が的確に行われていないことに基づいているものと認められる。

ついては、労働安全衛生法第 10 条第 3 項に基づき、貴事業場における総括安全衛生管理者に対し、下記事項に関する改善を十分検討の上適切に対処させることをはじめとして、労働災害防止に係る統括管理に万全を期させるよう勧告する。

なお、貴殿がとられた対応については、年 月 日までに本職あて報告されたい。

記

是正事項

番 号
年 月 日

(事 業 者) 殿

労働局長

〇〇株式会社〇〇工場における安全衛生管理について（勧告）

標記の事業場においては、 の災害が発生するという事態が生じたことは誠に遺憾なことである。

このため、 による監督指導を実施し、勧告・指導を行ったところであるが、同事業場におけるこの間の労働災害発生状況、監督指導の結果等からみると、下記のとおり、安全衛生管理に関する基本的な問題が存在し、それらが、総括安全衛生管理者の職務の遂行が的確に行われていないことに基づいているものと認められる。

については、労働安全衛生法第 10 条第 3 項に基づき、同事業場における総括安全衛生管理者に対し、下記事項に関する改善を十分検討の上適切に対処させることをはじめとして、労働災害防止に係る統括管理に万全を期させるよう勧告する。

なお、貴殿がとられた対応については、 年 月 日までに本職あて報告されたい。

記

- 1 安全衛生管理体制について
- 2 機械設備等の管理について
- 3 安全衛生教育について
- 4

警 告 書

番 号
年 月 日

殿

労働基準監督署長

貴事業場においては、下記の事項について労働災害の防止のための適正な措置が図られておりません。

については、これを是正の上、 年 月 日までに報告して下さい。

所定期日までに是正しない場合は、労働安全衛生法 {第11条
第12条} 第2項に基づき貴事業
場 {安全管理者}
衛生管理者} について解任又は増員するよう命ずることがあります。

記

是 正 事 項	是 正 期 日

{安全}
{衛生} 管理者解任命令書

番 号
年 月 日

殿

労働基準監督署長

{安全} {衛生} 管理者職氏名	
---------------------	--

上記の者は、{安全}
{衛生} 管理者として不適当と認められるので、労働安全衛生法 {第11条}
{第12条} 第
2項の規定に基づき、平成 年 月 日までに解任すべきことを命ずる。

(参考) この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。)、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(命令があった日から1年を経過した場合を除きます。)

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。)

{安全}
{衛生} 管理者増員命令書

番 号
年 月 日

殿

労働基準監督署長

貴事業場における {安全}
安全衛生法 {第11条} {第12条} {衛生} 管理者について 名が増員が必要と認められるので、労働
安全衛生法 {第11条} {第12条} 第2項の規定に基づき、平成 年 月 日までに選任すべきこ
とを命ずる。

(参考) この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 労働局長に対して審査請求することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

この命令に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣になります。）、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（命令があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

ただし、命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、命令の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。